

環境基本条例策定の背景

■近年の環境問題の動向

近年の経済発展の中で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着したことに伴って、これらの活動が環境に与える負荷は増大しています。

また、人々の生活環境に対する意識や価値観は高度化、多様化し、生活にうるおいと安らぎを与える快適な環境の創造が重要な課題となっております。

さらに、最近では、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題も生じてきていますが、その多くはエネルギーや資源の大量消費に支えられた日常生活や事業活動とも深く関わっており、地域レベルでの取組が重要な課題になっています。

■環境基本条例の制定

このように、かつての特定の事業活動等を中心とした公害問題に比べ、環境問題の対象領域は拡大し、質的にも大きく変化してきています。従来 of 規制的手法に加えて、社会のシステム全般に対して環境の保全及び創造に関する施策を総合的、計画的に展開していく必要があります。

また、県民、事業者、行政が環境に対して共通の認識を持って、主体的な取組を行っていくことが不可欠になっています。

こうしたことから、環境の保全及び創造に関する基本理念や県民、事業者及び行政の役割そして県の姿勢の基本となる事項を定める法的枠組みとして「山形県環境基本条例」が制定され、平成11年4月1日から施行されました。

